



皆さんのご意見をお寄せ下さい 町田市暴力団排除条例（案）

問防災安全課

☎724・3254

FAX050・3085・6519

東京都で2011年10月に施行された東京都暴力団排除条例を受け、町田市でも、暴力団排除に関する条例を定め、暴力団排除に取り組む姿勢を明確にしていきます。

町田市暴力団排除条例（案）の概要

（目的）

市民の安全で安心な生活を確保するため、暴力団排除活動に関する方針、措置、規制等を定める

（内容）

- 市の事務事業からの暴力団の排除
- 市全域における暴力団事務所新設の禁止
- 青少年に対する教育 等

ご意見の提出方法

募集期間 1月4日（金）～31日（木）

（資料の閲覧・配布）

資料は町田市ホームページに掲載しています。また、防災安全課のほか、次の窓口で資料の閲覧及び配布を行います。

○配布場所 防災安全課（市役所本庁舎3階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、各市民センター、木曽山崎・玉川学園文化の各センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター（町

田市民フォーラム3階）、生涯学習センター（町田センタービル6階）

（意見の提出方法）

郵送、FAX、Eメール、または防災安全課ほか資料を配布している左記窓口へ直接提出して下さい。郵便の場合には配布資料に添付している専用封筒（料金受取人払郵便）をご利用いただけます。

○提出先 防災安全課（〒194-8520、森野2-2-22、☎724・3254 FAX050・3085・6519

✉mcity1100@city.machida.tokyo.jp）

（注意事項）

書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、案件名を明記して下さい／電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません／ご意見への個別の回答は行いません／公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします／寄せられたご意見の概要及び市への参考方は、個人情報を除き、3月上旬に公表します。

市では、都市再生地籍調査事業に伴い測量を行います。その際、やむを得ず私有地に立ち入る場合があります。測量者は、町田市発行の土地立入証を携帯しています。不審に思われた際は証票の提示をお求め下さい。ご理解と協力をお願いします。

（期間）

3月下旬まで

（区域）

鶴川3丁目及び大蔵町の各一部

（詳細）

詳細は町田市ホームページ

当日、献血にご協力いただけの方には、花の鉢植えを差し上げます。骨髄バンクドナー登録会も同時開催します。

（期間）

1月12日（土）午前11時30分～午後3時30分（骨髄バンクドナー登録の受け付けは午後3時まで）

（場所）

ぽっぽ町田、まちだ献血ルーム

（注意事項）

飼育希望者は、住所・氏名が確認できるものをお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。

（会場）

町田市保健所1階講堂

（時間）

1月27日、2月24日、いず

（会場）

町田市保健所1階講堂

（時間）

1月27日、2月24日、いず

（会場）

町田動物愛護の会

（時間）

毎月第2火曜日午後2時～3時

（会場）

町田市保健所1階講堂

（時間）

1月27日、2月24日、いず

（会場）

町田動物愛護の会

（時間）

毎月第2火曜日午後2時～3時

（会場）

町田動物愛護の会

（時間）